

佐賀県告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十四年一月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（唐津処理区）

三 事業施行期間

昭和五十三年一月十三日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分 変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十三年佐賀県告示第三十九号、昭和六十二年佐賀県告示第二百三十七号、平成二年佐賀県告示第五百八十六号、平成五年佐賀県告示第四百九十二号、平成七年佐賀県告示第五百二十七号、平成十年佐賀県告示第五百六十号、平成十三年佐賀県告示第五百九十八号、平成十六年佐賀県告示第六百三十六号、平成十八年佐賀県告示第百二号、平成十九年佐賀県告示第十二号及び平成二十二年佐賀県告示第百九十一号の事業地に唐津市鳩川字丸駒、浦字五反間、字門前及び字黒崎、佐志字大坪、字総原及び字井尻、見借字井尻、字中代、字西ノ前、字辻ノ尾、字松ノ木及び字松ノ元、神田字内田、字鳴瀧及び字長谷、久里字中牟田、原字下湯牟田、字水町及び字ホコデ、柏崎字横枕、字坂本、字長溝、字割石、字橋本、字西ノ前、

字田島、字松本、字外園、字大深田、字石蔵、字下田、字土井崎、字木苗町、字久里崎、字川頭及び字大井手、鏡字田中下、字新屋敷及び字赤水、半田字ハタチ、字小城、字矢作、字金竹、字八ノ坪、字久木、字堂ノ前、字エリ、字鶏尾、字餘尺、字引地、字天神元、字西ノ浦、字寺ノ尾、字岸高、字大藪、字川頭、字清水谷、字柰郎治、字早房、字ババ、字遠見、字松尾、字深迫、字三栗屋、字道祖ノ元、字字戸、字谷口、字峠、字山ノ下、字原田、字梅木原及び字星ヶ倉、山本字三反古川及び字神田、石志字木場谷並びに字木字汲田、字コニ田、字口戸、字丸尾、字平尾、字竹ノ下、字杵井戸、字馬繫、字鶴崎、字萬徳、字迫頭、字釜太郎、字一本松、字八ノ坪、字原田、字日門作、字空ノ木、字大谷、字門田、字六反田、字栗崎、字飯森、字次郎丸、字横部田、字梅野、字田中、字尾ノ上谷、字上下田、字井ノ尾原、字谷口、字下ノ原、字上ノ原、字仲田、字瀬戸、字藤葉山、字明神口及び字狸原を加え、神田字節田及び字桜ノ谷を削る。